

商品概要説明書

項 目	内 容
商 品 名	・当座預金
販売対象	・個人、法人、法人格のない団体
期 間	・定めはありません。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円
払戻方法	・随時払い戻します。 但し、手形・小切手による払い戻しとします。
利 息	・無利息です。
手 数 料	・手形用紙、小切手用紙の発行については、当組合所定の手数料を頂きます。
付加できる特約	・当座貸越契約を付加することができます。
中途解約時の取扱い	——
税 金	——
金利情報	——
その他参考となる事項	・口座の開設にあたっては、当組合の審査を受ける必要があります。（口座開設の申出に応じられない場合があります。）
預金保険制度	・全額預金保険の対象となります。

項 目	内 容
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 〔銚子商工信用組合本部相談窓口〕 電話番号：0120-725-362 受付日：月曜日～金曜日(祝日および当組合の休業日は除く) 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情等対応手続については、営業店店頭掲示ポスターをご覧ください。当組合ホームページをご覧ください。 ホームページは https://www.choshi-shoko.co.jp/ ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記銚子商工信用組合本部相談窓口またはしんくみ相談所までお申し出ください。またお客様から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 〔一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所〕 電話番号：03-3567-2456 受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5